

第3期中期目標期間の終了時の検討（案）について

1. 根拠法令

地方独立行政法人法

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2. 中期目標期間の終了時の検討（案）

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターは、第3期中期目標期間（平成30年度～令和3年度）において、地方独立行政法人制度の特長である機動性・弾力性を生かし、中期計画における目標達成に取り組むとともに、地域住民への安全・安心な医療の提供及び住民の健康の保持を一層図ってきたところである。

医療サービスにおいては、国や県等の要請に対して積極的に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている。また、地域の中核病院として、救急医療、周産期医療、災害医療等を提供するとともに、地域医療支援病院として、地域医療の水準向上及び医療機関の連携体制の強化を担っており、地域医療に果たす役割はますます重要なものとなっている。業務運営においては、不適切な業務運営が判明したが、現在は職員一丸となって運営体制の改善・強化に取り組んでいる。病院経営においては、費用が収益を大幅に上回る厳しい状況が続いていたが、コロナ関連補助金の交付により経常収支が大きく改善している。

これらのことから、業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般については、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当とする。

また、これまでの評価委員会においてご意見等をいただいているところであり、これらと第3期中期目標期間の見込み評価を踏まえて、今後の東金九十九里地域医療センターの方向性や求められる業務内容を明らかにし、次期中期目標を策定することをもって当該検討を行い、東金九十九里地域医療センターに指示することをもって所要の措置を講ずることとする。

検討項目	検討内容及び措置
業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行う。 ・ これまでの審議を踏まえた内容の次期中期目標を策定し、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに指示する。

【参考】評価委員会におけるこれまでの評価結果

年度	全体評価	項目別評価
平成30年度	<p style="text-align: center;">「C」</p> <p>…「計画をやや下回り、又は計画よりもやや遅れていると認められる」</p>	<p>第1：評価結果「3」</p> <p>第2：評価結果「3」</p> <p>第3：評価結果「2」</p> <p>第4：評価結果「2」</p>
令和元年度	<p style="text-align: center;">「C」</p> <p>…「計画をやや下回り、又は計画よりもやや遅れていると認められる」</p>	<p>第1：評価結果「4」</p> <p>第2：評価結果「3」</p> <p>第3：評価結果「2」</p> <p>第4：評価結果「3」</p>
令和2年度	<p style="text-align: center;">「B」</p> <p>…「概ね計画どおりに進んでいると認められる」</p>	<p>第1：評価結果「4」</p> <p>第2：評価結果「2」</p> <p>第3：評価結果「2」</p> <p>第4：評価結果「3」</p>